

所管部課	地域福祉部 障害福祉課		部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則				
	の一部を改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、東大和市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則において引用する文言について変更が生じることから、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 第9条、第16条及び第18条中、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 適正な制度運用を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。